

令和8年度 保育所等新規入所申込について

下記のとおり令和8年4月入所の申し込みを受け付けします。

◆受付日時・場所

受付日時	第1次受付 令和7年11月25日(火)～令和8年1月30日(金) 第2次受付 令和8年2月2日(月)～令和8年3月16日(月) ※第1次受付で希望施設が定員に達する場合がありますので、早めにお申し込みください。 ※つがる市外の保育所・認定こども園への入所を希望する場合は、募集期間が異なるため、早めにお申し込みください。
場 所	子育て健康課、稲垣出張所、車力出張所

◆申し込みに必要なもの(詳細は市ホームページに掲載しています)

対象となる家庭	必 要 書 類	備 考
全ての家庭	教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届	子ども1人につき1枚必要(受付場所にて配布)
	個人番号を確認できるもの	生計を一緒にする家族(同居・別居含む)全員分(保護者の代理人が申請する場合は別途委任状が必要)
	届出人の身元を確認できるもの	顔写真付きの運転免許証など(無い場合は住民票など2点)
	家庭で保育できない理由を証明するもの	「就労」の場合は就労証明書、「妊娠・出産」の場合は母子手帳など、それぞれの状況に応じて各種書類が必要

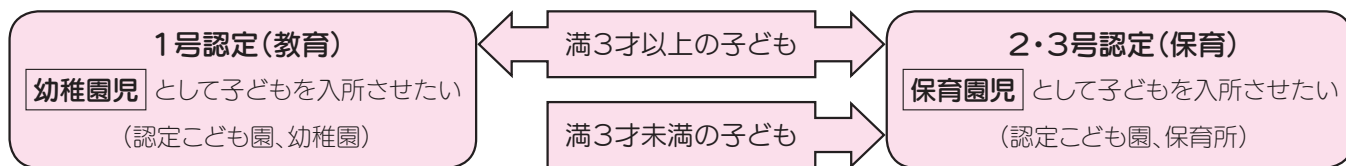
※課税証明書は個人番号を利用した情報連携で確認するため提出は不要。ただし、情報連携に不同意の場合は、令和7年1月1日に住所があった市町村から課税証明書(令和7年度)を取り寄せていただきますのでご注意ください。

《つがる市内保育所・認定こども園一覧》(令和7年11月現在)

※(認)は、認定こども園の略

施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号
(認)きづくり保育園	木造千代町	42-2317	(認)いなほ保育園	稲垣町豊川	46-2679
(認)育実幼稚園	木造照日	42-4760	(認)しげた保育園	稲垣町繁田	46-2250
(認)銀杏ヶ丘こども園	木造浮巣	42-6200	(認)車力こども園	豊富町屏風山	56-2201
(認)木造北こども園	木造大畑	42-1228	館岡保育園	木造館岡	45-3520
(認)木造西幼稚園	木造越水	26-4268	菰槌保育園	木造菰槌	45-3855
(認)かしわこども園	柏桑野木田	25-2062	川除保育園	木造川除	42-3139
(認)かしわあつるこども園	柏鷺坂	35-1025	しばた保育園	木造柴田	42-3243
(認)もりた保育園	森田町森田	26-3032	かしわマルベリー保育園(認可外保育園)	柏上古川	23-3255

入所にあたっては、保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。



子どもを保育園児として入所させるためには保護者(父母)等が子どもを ※家庭で保育できない理由が必要です。

※家庭で保育できない理由の例…

- 就労している
- 産前・産後である
- 保護者等が病気や障害を抱えている
- 家族の介護や看護をしている
- 災害復旧にあたっている
- 学校に通っている(職業訓練校を含む)
- 虐待やDVの恐れがある
- 求職活動を行っている
- など

【注意!】以下のような理由では保育園児として入所できません

- 周りの子どもが入所しているから
- 子育てが大変だから
- 下の子どもの育児に専念するから
- 小学校に入る前に子どもに集団生活を経験させたいから

このような場合は、子育て支援センターの利用や、幼稚園児としての入所をご検討ください。

<令和8年度も引き続き入所を希望される方へ>

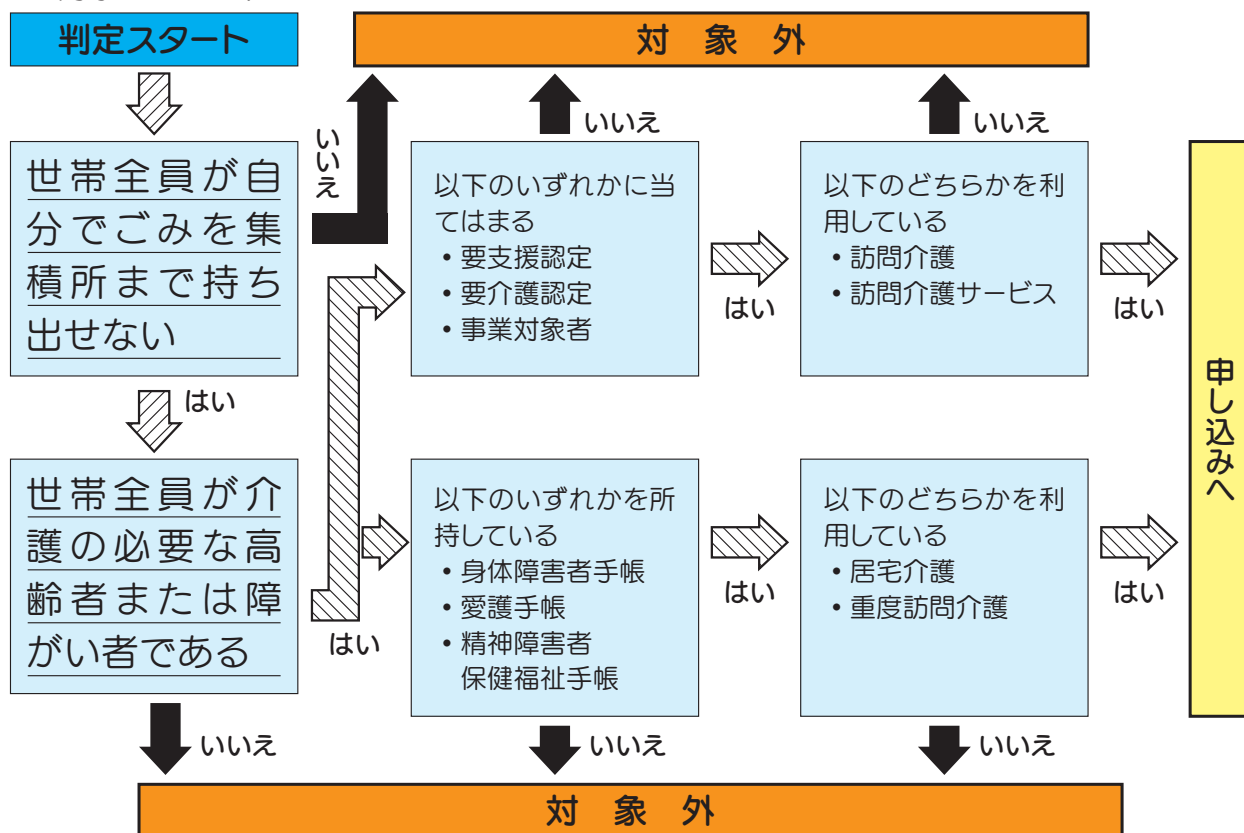
12月1日より現況届の受け付けが始まります。11月中旬に保育所等から配布される「現況届」「就労証明書」等を、12月1日現在の状況をもとに記入していただき、保育所等に提出してください。ただし、広域入所(他市町村の保育所等に入所)の家庭に対しては、子育て健康課に提出してください。

【問い合わせ先】 子育て健康課 電話42-2111(内線314)

ごみ出しでお困りの方へ ～戸別収集サービス～

障がいや要介護などを理由として指定の集積所までごみを運ぶことが困難で、他者の支援も受けられない方について、家庭で発生するごみをご自宅前で戸別に収集する「つがる市ごみ出しサポート事業」を開始します。

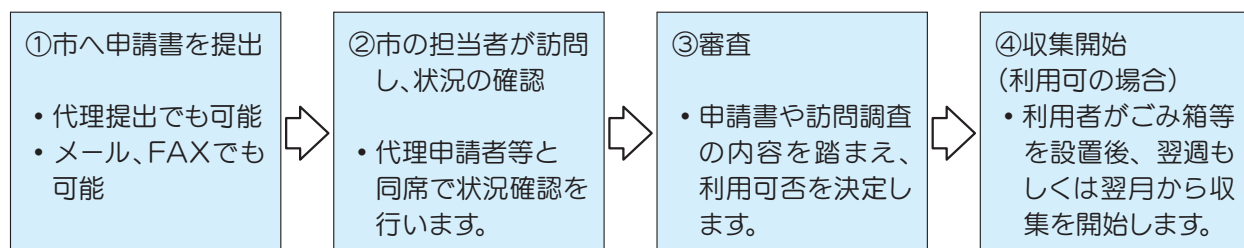
○ 対象となる世帯



※特別な事情があると審査で認められた世帯も対象になる場合があります。

○ 申請から開始までの流れ

※ 12月からの収集を希望される方は、11月21日(金)までに申請してください。



○ 収集するごみ

燃やせるごみ(週1回)、燃やせないごみ(月1回)、資源ごみ【缶、ビン、ペットボトル、紙類、その他のプラ】(月1回)
※粗大ごみ、家電リサイクルごみ、有害ごみなどは収集の対象外です。

○ ごみの出し方

- ・利用者の住居の玄関先といった収集作業が容易に行える敷地内とします。
※蓋付きの容器等、飛散防止に必要な【おもり】については利用者で準備が必要です。
- ・分別方法や、指定のごみ袋の使用など、市のごみ出しルールに基づき排出してください。
- ・分別されていないごみは収集しません。
- ・収集日は収集カレンダーを配布し、市と契約した事業者が収集します。

申請書は、市民課環境衛生係窓口で配布するほか、市ホームページ(QRコード)からダウンロードすることができます。



【問い合わせ先】

市民課環境衛生係 電話42-1110 FAX42-2480 メールkankyoueisei@city.tsugaru.lg.jp